

(既存住宅等木質化改修用)

令和8年度  
木の香る淡海の家推進事業  
応募要領

県産木材活用推進協議会

(事務局) 滋賀県木材協会内

〒520-2144

大津市大萱四丁目17-30 林業会館内

TEL 077-574-7600

FAX 077-574-7607

### 1. (事業の目的)

地球温暖化防止の観点より木材が持つ二酸化炭素の固定機能が重視されており、木材を利用することが重要になってきました。木材を利用することにより、地域の森林に手が入り、森林の有する機能(水源のかん養、県土の保全など)が十分に発揮され、健全な森林育成につながります。このように、地域の木材資源を循環利用していくことで森林が整備され、地域の林業活動の活性化にも貢献します。

そこで、県産木材活用推進協議会では、県内で生産される木材を広く利用していただくために「木の香る淡海の家推進事業」により、既存住宅等の木質化改修をされる工務店のみなさんに「びわ湖材」の内外装仕上材面積および耐震改修面積に応じて、「びわ湖材」の利用に要する経費を助成することにしました。

この事業を通して、地域の木材を利用することが地域の森林環境を守り、ひいては地球環境を守ることに繋がることを知っていただきたいと思います。

### 2. (事業の内容)

当事業は、滋賀県における森林の多面的機能の発揮と「びわ湖材」の普及啓発および円滑な流通を目的とし、以下の内容のとおり実施する。

(助成の内容)

区分	1㎡あたりの助成金額	備考
既存住宅等の木質化改修	3千円	助成対象面積は10㎡以上とし、助成金上限額は、1戸あたり20万円とする。なお、算出した助成金の金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

※木質化改修とは、既存住宅等の内装、外装の改修および耐震改修をいう。

※「内装」とは、既存住宅等の内部の床面、壁面、および天井面をいい、「外装」とは既存住宅等の外部の壁面等をいう。

※「内外装仕上材」とは、内装および外装の仕上げとして施工される厚さが9ミリメートル以上のびわ湖材またはびわ湖材製品である板類等をいう。

※内装および外装の木質化面積の算出にあたっては、木質化を行う部分を平面で捉え、その面積を算出します。なお、壁から飛び出すような立体的な意匠を持つ木質化の場合であっても、木質化の面積は平面的に捉えることとします。

※「耐震改修」とは、びわ湖材等の柱材、平割材、構造用合板等により補強することをいう。

※耐震改修面積の算出にあたっては、補強を行う壁や床等において、構造用合板で補強する場合はその面積、筋かいで補強する場合は、補強する壁の柱、土台、梁、間柱等に囲まれた面積を算出します。

### 3. (募集期間および助成数量)

4月～1月 400㎡程度(3月事前審査分と第1回募集から第10回募集の総数) 予算の範囲内で実施(先着順)。

第1回募集	4月 1日	～	4月16日(必着)
第2回募集	4月17日	～	5月29日(必着)
第3回募集	6月 1日	～	6月30日(必着)
第4回募集	7月 1日	～	7月31日(必着)
第5回募集	8月 3日	～	8月31日(必着)
第6回募集	9月 1日	～	9月30日(必着)
第7回募集	10月 1日	～	10月30日(必着)
第8回募集	11月 2日	～	11月30日(必着)
第9回募集	12月 1日	～	12月16日(必着)
第10回募集	12月17日	～	1月15日(必着)
第11回募集	3月 1日	～	3月18日(令和9年4月1日以降着工分) (必着)

各募集期間締切以降に、助成金交付決定者を決定する。

なお、早期に予算額に達した場合はその時点で募集は締切る。

また、当該年度に審査を終了し適当であると認められた申請のうち、次年度4月1日以降に着手するものについては、次年度の助成金交付決定者とする事ができる。

#### 4. (助成対象事業者)

助成を受けることのできる事業者は、県内で建築業を営んでおり、建築主との建築工事請負契約(自らが建築主となる場合を含む。)に基づき、下記申し込み条件に定める基準にすべて該当する住宅の建築工事を行う者として、木の香る淡海の家推進事業助成金申請書を提出して、助成金の決定通知を受けた者とする。

#### 5. (申込条件)

- (1) 木質化改修の助成対象となる既存住宅等は、県内の一戸建ての住宅、共同住宅、店舗または事務所等であること。
- (2) 助成対象となる木質化改修は、バリアフリーに配慮したものであること。
- (3) 助成対象となる使用木材は、本事業以外の国、県からの助成を受けていないこと。
- (4) 内外装仕上材および耐震改修に使用する製材品は、県内で木材業・製材業を営む県産材取扱事業者(びわ湖材取扱認定事業体)で製材されたものを使用すること。また、びわ湖材製品加工認定事業体で製材したびわ湖材製品も使用することができる。
- (5) 助成対象面積が、10㎡以上であること。
- (6) 工事期間中は、建築現場にのぼり旗等で「びわ湖材」を使用している表示のPRを必ず行い、建築現場を見学会などにより「びわ湖材」利用のPRを行うこと。
- (7) 建築基準法等その他の関係法令に適合していること。

#### 6. (助成金の申請)

- (1) 木の香る淡海の家推進事業助成金申請書 . . . (様式第1号)
- (2) 助成にかかる確認書 . . . (様式第2号)
- (3) びわ湖材調達内訳書 . . . (様式第3号)
- (4) 建築現場位置図 . . . (様式第4号)
- (5) 事業計画書 . . . (様式第5号)
- (6) 請負契約書の写し
- (7) 内外装仕上材の使用箇所および耐震改修箇所を明記した図面(平面図、正面図、立面図等)、ならびに内外装仕上材および耐震改修面積の算出図面、面積算出表。びわ湖材の使用部分は必ず部材ごとに色分けして着色しておくこと。
- (8) 建築確認済証の写し  
建築基準法の大規模修繕・模様替等で建築確認手続きが必要なもの
- (9) その他協議会が確認のため必要な書類

#### 7. (助成金交付の決定)

協議会は、交付申請書の内容を審査会において審査を行い、適当であると認めるときは、助成金の交付決定を行い、その決定内容およびこれに条件を付した場合は、その条件を、助成金の交付決定者(工務店等の建設事業者)(以下「交付決定者」という。)に通知する。(様式第6号)

なお、申請戸数が予算の範囲内での予定戸数を超えた時点で募集を締め切ることがある。

また、当該年度に審査を終了し適当であると認められた申請のうち、次年度4月1日以降に着手するものについては、次年度助成金の対象とすることができる。

ただし、事業の内容については、次年度の応募要領によるものとする。

#### 8. (事業変更)

交付決定者は、申請(申込)内容に変更が生じた場合は、速やかに協議会に変更を申

請し、承認を得るものとする。

9. (びわ湖材の使用状況)

交付決定者は、びわ湖材の使用状況について、木質化改修完了後1か月以内または、令和9年3月18日のいずれか早い時期までに協議会に木質化改修の面積およびびわ湖材調達内訳書(様式第3号)に関する使用状況の確認を受けなければならない。

なお、交付決定者は、びわ湖材の使用状況確認を受けるために、確認を受ける前日までにびわ湖材活用住宅等確認申請書(様式第7号)、びわ湖材調達内訳書(様式第3号)、およびびわ湖材証明書およびびわ湖材製品証明書を協議会あてに提出しなければならない。

10. (びわ湖材の使用状況の確認)

協議会は、びわ湖材活用住宅等確認申請書(様式第7号)の提出があったときは、その後、交付決定者が立ち会い、現地にてびわ湖材使用状況の確認を行うものとする。

11. (確認結果の通知)

協議会は、びわ湖材使用状況を確認した場合は、びわ湖材活用住宅等確認書(様式第7号)を交付決定者に送付するものとする。

12. (事業実績の報告)

交付決定者は、事業完了後、すみやかに実績報告書に必要書類を添付し、提出するものとする。

実績報告書 . . . (様式第8号)

添付書類

事業実績書(様式第9号)

びわ湖材調達内訳書(様式第3号)の確認書類(びわ湖材証明書・納品書)等

13. (助成金の額の確定)

協議会は事業報告書の報告内容が適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定(様式第10号)して、交付決定者に通知する。

14. (助成金の請求)

助成金の額の確定通知を受けた交付決定者はすみやかに助成金交付請求書(以下「交付請求書」という。)(様式第11号)を協議会に提出するものとする。

15. (助成金の交付)

協議会は、助成事業者から交付請求書の提出があったときは、助成金を交付する。

16. (助成の中止および返還)

以下の事項に該当する場合は、協議会は助成金額を交付決定者から返還させることができるものとする。

①申請内容と現場状況に相違があり、改善の見込みがないと認められる場合。

②提供された助成金を使用した住宅等を、建築後7年を経過することなく解体等を行った場合。(ただし、天変地異等、不可抗力による場合を除く。)

③その他、申込条件に合致しないことがわかったとき。

(様式第1号)

令和8年度 木の香る淡海の家推進事業助成金（木質化改修）交付申請書

令和 年 月 日

県産木材活用推進協議会長 様

申請者（工務店等）

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

FAX 番号

木の香る淡海の家推進事業助成金（木質化改修）の交付を受けたいので、申請書を提出します。

1. 木質化改修面積	㎡	
2. 助成金の申請額	金	円
3. 既存住宅等の場所 (住所)		
4. 工事期間(予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
5. 施 主	住 所	
	氏 名	
6. びわ湖材納材 協力者等	県産材取扱業者名 (びわ湖材産地証明制度 認定事業者)	地域 ( ) びわ湖材産地証明制度認定番号 ( )
7. 完了予定年月日	令和 年 月 日	
8. 添 付 書 類	① 助成にかかる建築主の確認書（様式第2号） ② びわ湖材調達内訳書（様式第3号） ③ 建築現場位置図（様式第4号） ④ 事業計画書（様式第5号） ⑤ 建築確認証の写し ⑥ 請負契約書の写し ⑦ 建築基準法の大規模修繕・模様替等で建築確認手続きが必要なもの ⑧ 内外装仕上材および耐震改修の箇所を明記した図面(平面図、正面図、立面図等)ならびに、内外装仕上材および耐震改修の面積の算出図面・面積算出表 びわ湖材使用部分は必ず部材ごとに色分けして着色すること	
9. 備 考	担当者（氏名）	
	連絡先（携帯）	

(様式第2号)

令和 年 月 日

県産木材活用推進協議会長 様

申請者(工務店等)

郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

施主

郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

### 令和8年度 木の香る淡海の家推進事業の助成にかかる確認書

下記の内容のとおり、木の香る淡海の家推進事業の助成金を利用するための必要な手続きについて、申請者・施主として実施することに同意します。

なお、以下の条件に異議のないことを確認します。

#### 1. 利用するびわ湖材の規格・数量

①規格：内外装仕上材および耐震改修用の製材品は、県内で木材業・製材業を営む県産材取扱業者（びわ湖材産地証明制度認定事業体）による「びわ湖材」またはびわ湖材製品認定事業体による「びわ湖材製品」を利用していること。

②数量：木質化改修（内外装木質化および耐震改修）面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

#### 2. 助成額

区分	木質化改修面積	助成額 (3千円/m <sup>2</sup> 、上限20万円、 千円未満切捨て)
木質化改修	m <sup>2</sup>	円

#### 3. 助成金交付先

申請者(工務店等)

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

《次ページに続く》

#### 4. 既存住宅の内装木質化に関する条件

チェック欄

- ①木質化改修の助成対象となる既存住宅は、一戸建て住宅、共同住宅、店舗または事務所等である。
- ②助成対象となる木質化改修は、該当する場合、バリアフリーに配慮したものである。
- ③助成対象となる使用木材は、本事業以外の国、県からの助成を受けていない。
- ④内外装仕上材および耐震改修用の製材品は、県内で木材業等を営む県産材取扱業者（びわ湖材取扱認定事業者）またはびわ湖材製品認定事業者で製材されたものを使用している。
- ⑤助成対象面積が、10㎡以上である。
- ⑥建築現場にのぼり旗等で「びわ湖材」の使用の表示PRを行い、建築現場を見学会など展示PRの場として提供できる。
- ⑦建築基準法等のその他の関係法令に適合している。

#### 5. その他

- ①申請者（工務店等）は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに協議会に変更申請し、承認を得るものとする。
- ②申請（工務店等）者は、施主に申請者の助成金の申請に関する書類等の提出に関する承諾を得るものとする。
- ③以下の事項に該当する場合においては、申請者（工務店等）は提供された助成額の相当額をすみやかに協議会に返還するものとする。
- 申請内容と現場状況に相違があり、改善の見込みがないと協議会が判断した場合。
  - 提供された助成金を使用した住宅等を、建築後7年を経過することなく解体等を行った場合。（ただし、天変地異等、不可抗力による場合を除く。）
  - その他、申込条件に合致しないことがわかった場合。





(様式第4号)

建 築 現 場 位 置 図	
建築物所在地 (地番まで)	
申請者住所	
申請者名	

注) 現地調査に使用するため、目印になる建物、道路等も記入してください。

(様式第5号)

## 事業計画書

### 1. 既存住宅等の概要

①	場 所	住所：	
②	建 物 概 要	用途：	延床面積： m <sup>2</sup>
		構造・階数： 造 階建	工法：
③	確認済証番号	第 号 年 月 日	
④	完了予定日	令和 年 月 日	
⑤	施 主	住所：	
		氏名：	
6	建築工事施工者 (助成事業者)	住所：	
		名称：	代表者：
		建設業許可番号： ( ) 第 号	

### 2. びわ湖材の使用内容

木質化改修箇所		
木質化改修面積	m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 以上)	
びわ湖材取扱業者 (びわ湖材産地証明制度認定事業者)	業者名：	認定番号：
	業者名：	認定番号：
	業者名：	認定番号：

3. 助成金額： 金 \_\_\_\_\_ 円

(3千円/m<sup>2</sup>、上限20万円、千円未満切捨て)

(様式第7号)

びわ湖材使用状況の確認を受ける前日までに提出してください。

令和 年 月 日

# びわ湖材活用住宅等確認申請書

県産木材活用推進協議会長 様

申請者

郵便番号

住所

氏名 印

電話

木の香る淡海の家推進事業助成金による、びわ湖材を活用した木質化改修である確認を受けたいので申請します。

	記入欄	(協議会記入欄)
決定番号		
建築場所		
木質化改修面積	m <sup>2</sup>	
着工日	令和 年 月 日	
完了年月日	令和 年 月 日	

\*添付資料 ・びわ湖材調達内訳書(様式第3-1または3-2号)

・びわ湖材証明書および、びわ湖材製品証明書

.....

### \*以下協議会確認用

木の香る淡海の家推進事業助成金による事業であることを確認しました。

令和 年 月 日

県産木材活用推進協議会長

(様式第8号)

令和 年 月 日

令和8年度木の香る淡海の家推進事業（木質化改修）助成金実績報告書

県産木材活用推進協議会長 様

申請者

住 所

氏 名 印

電 話

決定番号

令和8年度 木の香る淡海の家推進事業（木質化改修）助成金の対象となる事業を完了したので、報告します。

添付書類：事業実績書（様式第10号）

確認書類（びわ湖材証明書、びわ湖材製品証明書、納品伝票等の支払関係書類）等

(様式第9号)

## 事業実績書

### 1. 既存住宅等の概要

①	場 所	住所：	
②	建 物 概 要	用途：	延床面積： m <sup>2</sup>
		構造・階数： 造 階建	工法：
③	確認済証番号	第 号 年 月 日	
④	完了年月日	令和 年 月 日	
⑤	施 主	住所：	
		氏名：	
⑥	建築工事施工者 (助成事業者)	住所：	
		名称：	代表者：
		建設業許可番号： ( ) 第 号	

### 2. びわ湖材の使用内容

木質化改修箇所		
木質化改修面積	m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 以上)	
びわ湖材取扱業者 (びわ湖材取扱認定事業体、びわ湖材製品加工認定事業体)	業者名：	認定番号：
	業者名：	認定番号：
	業者名：	認定番号：

3. 助成金額： 金 \_\_\_\_\_ 円

(3千円/m<sup>2</sup>、上限20万円、千円未満切捨て)

(様式第11号)

令和 年 月 日

令和8年度木の香る淡海の家推進事業（木質化改修）助成金交付請求書

県産木材活用推進協議会長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電 話

金 \_\_\_\_\_ 円

令和 年 月 日付け（決定番号 \_\_\_\_\_）で助成金の確定通知のあった標記助成金を下記に交付されたいので、請求します。

助成金の振込先

金融機関名		口座種別
支 店 名		普 通 ・ 当 座
(フリガナ) 口座名義		
口座番号		

(様式第6号) 協議会書式

県産木材第 号

令和 年 月 日

申請者様

県産木材活用推進協議会長

令和8年度木の香る淡海の家推進事業（木質化改修）助成金の交付決定について

令和 年 月 日付けで申請のあった木の香る淡海の家推進事業（木質化改修）助成金については、審査の結果、下記のとおり交付を決定したので、通知します。

つきましては、本事業にかかる説明会を 月 日（ ）午前 時より実施しますので出席いただきますよう併せて通知します。

なお、助成対象の使用木材について、本事業以外の国、県からの助成を受けていることが明らかになった場合には、交付決定を取り消し、助成金が既に支払われている場合には、返還していただきます。

記

交付決定番号 ( )

木質化改修面積 m<sup>2</sup>

交付決定助成金額 円

説明会の開催 場 所：

時 間：

連絡先：

工事期間中、本事業のPRのため、建築現場に「のぼり旗」立てていただくことを条件としています。

現場確認検査時のみに設置していただくものではありません。  
のぼり旗がない場合は、説明会当日に建築現場1箇所に1枚購入願います。

1枚1,000円（税込み）

(様式第10号) 協議会書式

県産木材第 号

令和 年 月 日

申請者様

県産木材活用推進協議会長

令和8年度木の香る淡海の家推進事業（木質化改修）助成金の確定について

令和 年 月 日付けで実績報告書の提出があった木の香る淡海の家推進事業（木質化改修）助成金については、下記のとおり助成金を確定したので、通知します。

なお、木の香る淡海の家推進事業（木質化改修）助成金交付請求書をすみやかに提出してください。

記

交付決定番号 ( )

木質化改修面積 m<sup>2</sup>

交付決定助成金額 円